

令和5年度（2023年度）熊本県台湾インバウンド旅行商品広告支援補助金交付要項

（趣旨）

第1条 公益社団法人熊本県観光連盟会長（以下「会長」という。）は、原油価格高騰等の影響を軽減し、台湾からの誘客を強化するため、台湾からの熊本県内宿泊を伴う旅行商品（以下「熊本旅行商品」という。）を販売する旅行会社に対し、予算の範囲内において、熊本旅行商品の広告を支援する補助金を交付することとし、その補助金については、本要項に定めるところによる。

（補助対象旅行商品の広告）

第2条 補助金の交付対象となる広告は、「令和5年度（2023年度）熊本県台湾インバウンド旅行商品造成・販売支援補助金交付要項」第2条に定める熊本旅行商品の広告とする。

（補助対象経費及び補助額等）

第3条 補助対象経費は、熊本旅行商品の広告に係る費用とし、補助額は、1商品（商品コードが同一のものをいう。）につき250,000円を上限とする。なお、広告媒体や広告回数に制限はないが、1商品あたり申請は1回までとする。

（交付申請）

第4条 補助金を申請する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、広告実施の前日（複数回広告を実施する場合は、最も早い広告実施の前日）までに会長に提出しなければならない。ただし、令和5年（2023年）3月23日（木）以後に出発し、5月18日（木）までに帰着する旅行商品の広告実施については、同年5月17日（水）までに提出することができる。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) ツアー旅程表
- (3) 広告内容（旅行商品の内容が分かる広告案の写し等）

2 前項で定める提出は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

（交付決定）

第5条 会長は、前条の補助金交付申請書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項で定める通知は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、旅行内容に変更が生じ、第2条に定める補助対象旅行商品に該当しなくなった場合（2泊以上の熊本県内宿泊を伴う旅行商品でなくなった場合等）は、補助金申請取下げ書（様式第3号）を速やかに会長に提出しなければならない。

2 前項で定める提出は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

3 前1項の規定による申請の取下げがあったときは、本申請はなかったものとみなす。

（実績報告及び請求）

第7条 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、次に掲げる書類を、広告完了後、

すみやかに会長に提出しなければならない。最終提出期限は令和6年(2024年)3月22日(金)(必着)までとし、当該期限までに提出がない場合は、補助金を請求する権利を自ら放棄したものとみなす。

(1) 実績報告書(様式第4号)

[添付書類]

- ① 実施した広告の写し
- ② 広告に係る費用を証明する書類

(2) 請求書(様式第5号)

[添付書類]

振込先の口座情報が確認できる書類

2 前項で定める提出は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

(交付確定及び交付)

第8条 会長は、前条による補助金の実績報告及び請求があった場合、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、補助金交付確定通知書(様式第6号)により通知し、補助金を交付するものとする。

2 前項で定める通知は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

(状況報告及び調査)

第9条 会長は、必要に応じて申請者から補助対象旅行商品の広告について報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取り消し、補助金の返還)

第10条 会長は、補助金の交付の決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は、変更することができる。既に補助金が交付されているときは、その一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請、報告事項その他に変更が生じ、補助金を交付することが適当でないと会長が認めたとき
- (3) その他、補助金を交付することが適当でないと会長が認める事由があったとき

(関係書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に、5年間保管しなければならない。

附 則

この要項は、令和5年(2023年)4月25日から施行し、令和5年3月23日以後の旅行の広告について適用する。